

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会 家畜共済小委員会 報告概要

諮問事項

2 家畜共済診療点数表の改定の考え方について

【調査審議結果】

1 家畜共済診療点数表中の種別及び備考の見直し

諮問どおり、最近における獣医学の進歩等により、種別及び備考の追加、変更及び削除を必要とするものについて見直しを行うことは適当と判断する。

なお、具体的には以下のとおり見直す必要があると判断する。

- (1) [第4検査料]の種別に「蹄病検査」を追加し、備考に適用範囲等を規定する。
- (2) [第6処置料]の種別に「鎮静術」を追加し、備考に適用範囲等を規定する。これに伴い[第8手術料]の備考を変更する。
- (3) 「乳汁簡易検査」の備考から乳汁中のケトン体を測定した場合を削除し、代わりに種別に「乳汁ケトン体検査」を追加し、備考に適用範囲等を規定する。
- (4) 「細菌分離培養検査」の備考に臨床型乳房炎について、同一個体の2乳房以上に対し菌の有無のみ検査した場合の増点を規定する。
- (5) 「血液生化学的検査」の検査項目に「血清鉄」及び「 β -ヒドロキシ酪酸」を追加し、また、検査費用を踏まえ検査項目の分類及び備考を適切に見直す。
- (6) 「レントゲン検査」の撮影の備考に、デジタルレントゲンを含むことを規定する。
- (7) 「皮下注射」の備考に補液管を使用した場合の増点を規定する。
- (8) 「関節腔内注射」の備考を削除し、代わりに種別に「脊髓腔内注射」「腰椎注射」「尾椎注射」を追加し、備考に適用範囲等を規定する。
- (9) 「外傷治療」の備考に、外傷が筋肉、臓器に達するものについて処置を行った場合の増点を規定する。
- (10) 「子宮脱整復」の備考に使用した子宮弛緩剤の薬価増点を規定する。これに伴い[第8手術料]の備考を変更する。

- (11)「子宮捻転整復」を手法により「胎子の回転法」と「母体の回転法」とに分類し、備考に適用範囲等を規定する。また、備考に使用した子宮弛緩剤の薬価増点を規定し、これに伴い〔第8手術料〕の備考を変更する。
- (12)「切胎」を削除し、代わりに「難産介助」の備考に切胎を追加する。
- (13)「胎盤停滞除去」を削除し、代わりに種別「胎盤停滞処置」を追加し、備考に薬価増点等を規定する。
- (14)「骨折整復」に「創外固定術」を追加する。
- (15)「ナックル整復」の備考に、2肢以上行った場合の増点を規定する。
- (16)「切開手術」の備考に、関節切開を行った場合も適用することを規定する。
- (17)「麻酔術」の備考の麻酔深度を削除する。

2 家畜共済診療点数表中のA種点数（規則第34条の3第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める点数。以下同じ。）の見直し

諮問どおり、診療に直接必要な医薬品等の費用の評価に用いる「A種点数」のうち、最近における経済事情の変化、獣医学、医療用具等の進歩等により、種別ごとに実態との格差が生じている等必要なものについて見直しを行うことは適当と判断する。

なお、具体的には以下のとおり見直す必要があると判断する。

- (1)「往診」について、500メートルを超える場合の点数を引き上げる。
- (2)「乳汁顕微鏡的検査」、「乳汁理化学的検査」、「微生物簡易検査」、「微生物特殊検査」、「薬剤感受性検査」の2分房以上行った場合、「細菌分離培養検査」の嫌気性培養を行った場合、「血液一般検査」及び「血液生化学的検査」の分類(4)について、点数を引き上げる。
- (3)「薬剤感受性検査」（2分房以上行った場合を除く。）、「細菌分離培養検査」（嫌気性培養を行った場合を除く。）、「血球数測定検査」、「血液顕微鏡的検査」及び「血液生化学的検査」の分類(1)～(3)について、点数を引き下げる。
- (4)「静脈内注射」の補液管を使用した場合について、点数を引き上げる。
- (5)「投薬」の胃カテーテルによる投薬、「蹄病処置」及び「その他の外科的処置」について、点数を引き上げる。
- (6)〔第8手術料〕の各種別（「鼻鏡断裂手術」、「開腹」のその他の開腹及び種豚の帝王切開、「穿腸」、「子宮脱整復」、「切胎」、「胎盤停滞除去」並びに「骨折整復」の非観血整復を除く。）について、点数を引き上げる。
- (7)「鼻鏡断裂手術」、「穿腸」及び「子宮脱整復」について、点数を引き下げる。

3 家畜共済診療点数表中のB種点数（規則第33条第1項の規定に基づき農林水産大臣が定める点数。以下同じ。）とA種点数との差の見直し

諮問どおり、診療に携わる獣医師の診療技術料等（農業災害補償法第115条第1項第2号の診療技術料等をいう。）の評価に用いる「B種点数－A種点数」のうち、最近における獣医技術の進歩等により、種別ごとに実態との格差が生じている等必要なものについて見直しを行うことは適当と判断する。

なお、具体的には以下のとおり見直す必要があると判断する。

- （1）診療技術料等が「再診」の診療技術料等を下回る種別について、適切に点数を引き上げる。
- （2）「乳汁簡易検査」の備考から乳汁中のケトン体を測定した場合を削除し、代わりに種別に「乳汁ケトン体検査」を追加することに伴い、乳汁中のケトン体を測定した場合の点数を引下げる。
- （3）「薬剤感受性検査」の2分房以上行った場合及び「細菌分離培養検査」の2分房以上行った場合について、点数を引き上げる。
- （4）「薬剤感受性検査」（2分房以上行った場合を除く。）、細菌分離培養検査（2分房以上行った場合を除く。）、「血液生化学的検査」の分類(2)～(4)及び「尿検査」について、点数を引き下げる。
- （5）「関節腔内注射」について、点数を引き下げる。
- （6）「胎盤停滯除去」を削除し、代わりに種別「胎盤停滯処置」を追加することに伴い、牛に係る点数を引き下げる。
- （7）「子宮捻転整復」を手法により「胎子の回転法」と「母体の回転法」とに分類したことに伴い、点数を引き下げる。
- （8）「骨折整復」の観血整復術の骨接合板と骨髄ピンにより整復した場合及び「蹄病手術」の2肢以上行った場合について、点数を引き上げる。

4 家畜共済診療点数表の適用

諮問どおり、改定後の家畜共済診療点数表は平成26年4月1日から適用することは適当と判断する。

諮問事項

3 家畜共済診療点数表付表薬価基準表に収載できる医薬品の基準及び価格の算定方法について

【調査審議結果】

1 収載できる医薬品の基準

収載できる医薬品の基準は、おおむね適当と判断する。

なお、収載できる医薬品の基準の（２）について、本小委員会の家畜共済診療点数表の改定に係る報告概要のとおり家畜共済診療点数表が改定される場合には、以下のとおり種別を追加等する必要がある。

- （１）家畜共済診療点数表の〔第６処置料〕の種別に「鎮静術」を追加することに伴い、鎮静術を追加する。
- （２）家畜共済診療点数表の「子宮脱整復」の備考に使用した子宮弛緩剤の薬価増点を規定することに伴い、子宮脱整復を追加する。
- （３）家畜共済診療点数表の「子宮捻転整復」の備考に使用した子宮弛緩剤の薬価増点を規定することに伴い、子宮捻転整復を追加する。
- （４）家畜共済診療点数表の「胎盤停滞除去」を削除し、代わりに種別「胎盤停滞処置」を追加することに伴い、胎盤停滞除去を削除し胎盤停滞処置を追加する。

2 価格の算定方法

価格の算定方法は、おおむね適当と判断する。

なお、価格の算定方法の（２）の②のⅰについて、薬価引下げに係る影響緩和措置が変更されたが、このことは診療技術の評価等によらない家畜共済事業運営上の観点からの判断が必要であり、家畜共済小委員会としては意見を控えることとする。

食料・農業・農村政策審議会 農業共済部会

家畜共済小委員会 委員等名簿

(専門委員)

あら い せ つ お
荒 井 節 夫 北里第一三共ワクチン（株）取締役副社長

い そ ひ で お
磯 日出夫 磯動物病院 院長

お お の よ し み
大 野 芳 美 茨城県畜産協会専務理事

〈家畜共済小委員会座長〉

さ と う し げ る
佐 藤 繁 岩手大学農学部 教授

と み お か み ち こ
富 岡 美千子 北里大学獣医学部 助教

ひ ら た の ぼ る
平 田 昇 千葉県農業共済組合連合会家畜部診療課長

み き わ た る
三 木 渉 北海道農業共済組合連合会企画研修部研修課技術総括

(五十音順、敬称略)